

パブリックコメント 意見対応

(意見聴取期間：平成20年2月1日～3月3日 実施場所：市役所 社会福祉課、市民コーナー、ホームページ等)

パブリックコメントの内容	意見への対応等
<p>障害者の表記を「障がい」「障碍」に変更を。「害」という字に負のイメージ。全国的にも波及している。</p>	<p>法律的には、「障害」の表記がされており、現段階では、改正の意向は聞いていません。ご意見の趣旨は非常によく理解できますし、全国的にもそのような表記に改正している自治体もあります。しかし、表記を変更することは、あくまで表面的なイメージであります。大切なことは、地域において、障害に関しての理解が深まり、障害者が地域で生活ができるようになることです。そのために、この計画を策定し、着実に計画を実施していくことで、障害者の方が地域で生き生きと暮らせるようにしていきたいと思っています。「障害者」の表記については、当面は、国や近隣自治体の動向を見ながら、このままの表記でいきたいと思っています。将来的には、必要となれば、変更することもありうるかもしれません。</p>
<p>学校に通える期間は12年間です。そのあとは、確実に地域での生活が始まります。それまでに、何をしたらいいものか？市内では、メイツ・フレンズがありますが、設備的にもいかがなものかと。トイレやお風呂は家庭用と変わりません。そこまでどうやって連れて行くのでしょうか？ 第2メイツを考えられているのなら、車いすのまままで側までいけるトイレや広いお風呂（洗い場も浴槽も）を考慮して欲しいです。</p>	<p>障害者の施設に関しては、これまで、身体障害、知的障害、精神障害と区別して設置されてきたため、それぞれの特性に応じた構造になっています。メイツ・フレンズについては、もともと知的障害者の通所施設として設置されたもので、身体障害者の施設ではないため、施設のバリアフリー化は充分ではありません。市内には身体障害者の更生援護施設として「ゆたか苑」があり、バリアフリー化が図られているため、身体障害のある方については、そちらの施設の生活介護事業がご利用いただけるのではないかと思います。ただし、子どもさんについては、利用いただくことは難しいので、市外の重症心身障害児施設を使っていただくしかありません。第2メイツの建設に当たっては、障害者自立支援法の趣旨から障害の種別に関わらず利用できるように、施設のバリアフリー化が図られるものと考えています。</p>

パブリックコメントの内容	意見への対応等
<p>災害時の避難場所である学校に車いすで行けないのは、問題があるのではないのでしょうか。館小学校のグラウンドへは、必ず階段を使わなければ行けません。何とかありませんか？</p>	<p>館小学校は確かに丘陵地に建設されているため、校舎と運動場には段差がありますが、避難所であるグラウンドには、隣接の道路から直接入ることはできますので、災害時には車いすでも行くことができると思われます。</p>
<p>介護サービスの情報が少なすぎます。どこに問い合わせたらいいものが全くわかりません。</p>	<p>確かに、障害者の福祉サービスに関しては、事業者の数も少なくご不便をおかけしていることと思います。今後は、障害者の方の相談事業に力を入れていく所存です。現在、市では毎月障害者相談を実施しており、また、相談支援事業者である社会福祉協議会や豊明福祉会等でご相談いただければ、福祉サービスの情報提供からコーディネートまでしっかりサポートできるものと思っています。</p>
<p>身障者トイレに赤ちゃんベッドではなく、介護用の折りたたみ可能なベッドを希望します。</p>	<p>市役所本館1階の多目的トイレは、市民の皆様のご要望により、オストメイトが使用できる仕様に改修したことにより、今回ご要望いただきました介護用ベッドを設置するスペースをとることが難しい状況です。また、東館各階の多目的トイレに関しても、介護用ベッドを設置する十分なスペースを確保することが物理的に難しい状況ですので、すぐには、介護用のベッドの設置は難しいところです。</p>

パブリックコメントの内容	意見への対応等
<p>豊明市障害者計画等策定委員会委員に、映画「折り梅」の原作者の小菅もと子さんがいらっしゃいますが、昨年も週刊現代で、医師であり作家の渡辺淳一氏と対談するなど、全国的に活躍されています。そのような方（人材）が、豊明市内外の福祉のために活躍できるような施策が望まれる。</p>	<p>この第2次豊明市障害者福祉計画策定にあたり、小菅様には策定委員として貴重な意見をいただきました。今後とも、本市の福祉施策には、多くの意見をいただき参考にさせていただきたいと考えています。</p>

パブリックコメントの内容	意見への対応等
<p>第1次計画 基本目標5 生活に必要な外出をやすく 関連計画の人にやさしい街づくり計画の実施や国の法制度改正により、市内のバリアフリー化が進んでいます。今後はユニバーサルデザインの考え方を取り入れた街づくりを進める予定です。</p> <p>とありますが、具体策を出して欲しい。たとえば、今後の少子高齢化対策とも併せて、まちのどこをバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化していくのかも表わした「まちづくりマップ」を地域(区・町内会)で、また、小中学校の総合学習の時などに作成し給食に地域の方も参加した時にでも「まちづくりマップ」の発表会を開き、地域の方と子ども達が自分たちのまちについて語り合う機会を設けてはいかがでしょうか。そのような計画・案などを表わした「まちづくりマップ」は地域の夢をふくらませ、地域、人々への愛着を深め。交流のツール(道具)にもなるでしょう。</p>	<p>この計画の策定にあたり、策定委員会からもバリアフリーマップの作成をしたらどうかという提案をいただきました。そこで、策定部会の部会員で有志の方に集まっていただき、バリアフリーマップ作成部会と称して、(仮称)生活情報バリアフリーマップの作成に取り組んでいただいています。4月には障害者の方が外出する際に便利なバリアフリーの情報を掲載したホームページを立ち上げる予定です。また、まちのバリアフリー化については、財政状況も検討しながら今後進めていくことになると考えています。</p>

パブリックコメントの内容	意見への対応等
<p>第1次計画 基本目標6 障害があっても安心して暮らせる地域づくり 避難所のバリアフリー化、また、災害時要援護者対策を進めています。今後、知的障害者・精神障害者などに参加を募り防災訓練を実施するなどの協力体制が必要です。</p> <p>とありますが、下記のような市議会での議員の意見（抜粋省略）を活かしてほしい。</p> <p>「災害時要援護者」対策を進めてほしい。（「要援護者」とは、ひとり暮らしや寝たきりなどの高齢者、障害者、病人、妊産婦、幼児、外国人などと言われ、必要な情報を迅速かつ的確に把握できない、災害からみずからを守るために安全な場所に避難することが困難な人たち）具体的には、個人情報保護を尊重しながらの要援護者名簿の作成と避難支援の仕組みづくり、名簿の活用、救助や救出、支援体制、名簿をGIS地理情報システムに落とし、地震や洪水ハザードマップ、消化活動困難地区、避難所などと重ね、現場でのスムーズな活動に生かすこと。</p>	<p>平成19年12月に災害時等要援護者支援制度実施要綱を制定し、障害者やひとり暮らし高齢者等を対象とした災害時要援護者の登録制度を始めています。既に民生児童委員がひとり暮らし高齢者の方を中心に訪問し、平成20年2月末現在、688名の方に登録いただいています。今年の夏には障害者の方の世帯にも訪問して登録をお願いする予定をしています。今後は、要援護者の範囲や避難支援の仕組み等関係機関の協力を得ながら進めていきたいと考えています。</p>